

**環境影響評価書についての国土交通大臣等意見及び
それに対する都市計画決定権者の対応(案)について**

国土交通大臣及び都市計画同意権者から9件の意見がありました。

【国土交通大臣及び都市計画同意権者意見】

区 分		意見数
総 論		3
各 論	建設機械の稼働に係る大気質及び騒音	1
	自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照阻害	2
	廃棄物等	2
	温室効果ガス等	1
合 計		9 件

番号	項目	意見	都市計画決定権者の対応(案)
1	総論	<p>(1) 調査、予測及び評価の再実施 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、<u>本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。</u>このため、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について、<u>現段階では予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、調査、予測及び評価を再実施すること。</u>また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p>	<p>事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、調査、予測及び評価を再実施します。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。 <u>(評価書「第13章環境影響評価の総合的な評価」に記載)</u></p>
2		<p>(2) 環境保全措置の具体化 今後の詳細な設計等に伴い具体化する<u>環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。</u>また、<u>具体化においては、専門家等の意見や検討に当たっての主要な論点、対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。</u></p>	<p>今後の詳細な設計等に伴い具体化する環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の技術的助言を踏まえて措置の内容を十分に検討します。また、環境保全措置の具体化においては、専門家等の技術的助言や検討に当たっての主要な論点、対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性の確保に努めます。 <u>(評価書「第13章環境影響評価の総合的な評価」に記載)</u></p>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の対応(案)
3	総論	<p>(3) 地域住民等への丁寧な説明 本事業は、市街地及びその周辺において、<u>長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、上記(1)及び(2)を踏まえた本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</u></p>	<p>工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、<u>地域住民等に対し丁寧に説明を行います。</u> (評価書「第13章環境影響評価の総合的な評価」に記載)</p>
4	各論	<p>(1) 建設機械の稼働に係る大気質及び騒音 事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づき第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域に指定されている箇所があり、建設機械の稼働に係る二酸化窒素濃度及び騒音の予測値が現況から一時的に増加する地点が存在する。 このため、<u>散水の実施、排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械の採用、仮囲い・防音シート等の設置等の対策を実施することで、建設機械の稼働による大気質への影響及び騒音による影響を回避又は極力低減すること。</u>また、建設機械の稼働によるこれらの影響が十分に低減できていないと判断された場合には、<u>必要な環境保全措置を講ずること。</u></p>	<p>建設機械の稼働に係る大気質及び騒音については、p3-26に記載した環境保全への配慮事項を実施するとともに、建設機械の稼働に係る騒音についてはp11-2-15に記載した環境保全措置を実施することで、建設機械の稼働に係る大気質への影響及び騒音による影響を回避又は極力低減します。 また、建設機械の稼働に係る大気質への影響及び騒音による影響が十分に低減できていないと判断された場合には、<u>必要な環境保全措置を講じます。</u> (評価書「第11章第1節大気質」及び「第11章第2節騒音」に記載)</p>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の対応(案)
-	各論	<p>(2) 自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照障害 事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づき第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域に指定されている箇所があり、自動車の走行に係る騒音の予測値が、環境保全措置の実施を前提として基準値以下となる地点が存在し、また、本事業は全線高架形式の道路構造が計画されていることから、日照障害による影響も懸念される。 このため、本事業の実施による自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照障害による影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。</p>	-
5		<p><u>ア 自動車の走行に係る騒音に対する環境保全措置を適切に実施すること。また、自動車の走行に係る騒音による影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>自動車の走行に係る騒音については、p11-2-73に記載した環境保全措置を適切に実施します。 また、自動車の走行に係る騒音による影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の技術的助言を踏まえ、必要な措置を講じます。 <u>(評価書「第11章第2節騒音」に記載)</u></p>
6		<p><u>イ 本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間に、必要な種類及び設計のものを設置すること。また、その位置、高さ、材質等の検討に当たっては、地域住民からの意見等も踏まえ、日照障害等も考慮した上で決定すること。加えて、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。</u></p>	<p>本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間に、必要な種類及び設計のものを設置します。また、その位置、高さ、材質等については、地域住民からの意見等も踏まえ検討し、日照障害等も考慮した上で決定します。加えて、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理します。 <u>(評価書「第11章第2節騒音」に記載)</u></p>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の対応(案)
-	各論	(3) 廃棄物等	-
7		<p><u>ア 工事に伴い発生する廃棄物は、できる限り再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類及び発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、適正に処理すること。</u></p>	<p>工事に伴い発生する廃棄物については、p11-13-6に記載したとおり、できる限り再生利用を図るとともに、工事着手前までに、工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類及び発生量に応じた処理方法及び処分先を決定するよう努め、適正に処理します。 <u>(評価書「第11章第13節廃棄物等」に記載)</u></p>
8		<p><u>イ 工事に伴う建設発生土約21万m³は、ほぼ全量を事業実施区域外へ搬出することとされている。このため、工事間利用を推進し、建設発生土の最終処分量の抑制に努めること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避して設置場所を選定すること。併せて、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。さらに、建設発生土の事業実施区域外への搬出に当たっては、建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを適切に把握・管理すること。</u></p>	<p>工事に伴う建設発生土については、p11-13-6に記載したとおり、工事間利用を推進し、建設発生土の最終処分量の抑制に努めます。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないよう、仮置場の設置場所を選定し、仮置場までの適切な運搬及び仮置場の適正な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。 さらに、建設発生土の事業実施区域外への搬出に当たっては、建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを適切に把握・管理します。 <u>(評価書「第11章第13節廃棄物等」に記載)</u></p>

番号	項目	意見	都市計画決定権者の対応(案)
9	各論	<p>(4) 温室効果ガス等 2030年度46%削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、関連する施策の進捗状況を注視し、事業計画に適切に反映させていくことが重要である。 地球温暖化対策計画に基づく2030年度目標の達成に向けては、省エネ性能の高い機器の活用等による<u>工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネの導入等を進めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討する等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組に努めること。</u> また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、<u>地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映すること。</u> 加えて、都市計画決定権者である愛知県においては、<u>本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮すること。</u></p>	<p>本事業の実施にあたっては、省エネ性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネの導入等を進めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討する等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組に努めます。 また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映します。 さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、「<u>あいち地球温暖化防止戦略2030改訂版～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～</u>」(令和4年12月、愛知県)及び「<u>いちのみや気候変動対策アクションプラン2030</u>」(令和2年3月策定・令和6年1月改定、一宮市)をはじめとする地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮します。 (評価書「<u>第3章第3節その他の都市計画対象道路事業に関する事項</u>」に記載)</p>